

国税庁からのお知らせ

確定申告書用紙に代えて 「確定申告のお知らせ」はがき ※ をお送りしています

※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき(または封筒)です。

国税庁の取り組み

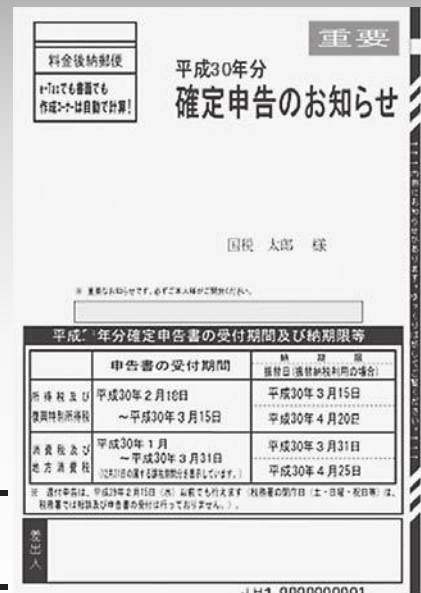
- 近年、ICT(情報・通信技術)を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えて、

「確定申告に必要な情報」 「e-Tax 等のご案内」

などを記載した「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしております。

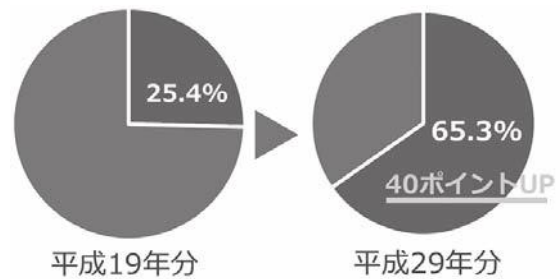
◆「確定申告のお知らせ」はがきは、ICTを利用して申告した人や各指導機関を通じて申告書を提出された人にお送りしています。

- ご理解とご協力をお願いいたします。



「確定申告のお知らせ」はがきイメージ

ICTを利用して申告した人の割合



確定申告用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきを送付される人 (申告相談にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください)

前年の所得税または消費税の確定申告の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる人で、翌年も申告が必要と見込まれる人※

	作成場所	作成方法	提出方法
1	自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
2	関税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax及び書面
3	市区町村の申告会場	全て	e-Tax及び書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e-Tax及び書面

※ 「翌年も申告が必要と見込まれる人」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な人、予定納税や公的年金等所得のある人のほか、消費税の課税事業者の人等をいいます。

なお、自宅で手書き作成した申告書を提出された人など、「確定申告のお知らせ」はがきの送付対象に該当しない人で、翌年も申告が必要と見込まれる人に対しては、確定申告書用紙を送付しています。

※ 所得税または消費税の申告を、自宅等からe-Taxにより送信された人(各申告会場や指導会場において本人の電子証明書のみを付してe-Taxにより送信された人を含む)や、税理士に依頼して作成・提出された人は、お知らせはがきを送付されません。

e-Taxをご利用の場合は、e-Taxにログイン後、メッセージボックスにて「申告のお知らせ」をご参照ください。